

令和 8 年 8 月 5 日

松阪市議会議長 濱口高志様

調査報告

松阪市議会 海住恒幸

令和 8 年 7 月 22 日午後 1 時から午後 3 時すぎまで、以下の調査を実施しましたのでご報告します。

訪問先

- ①せたがや自治政策研究所(東京都世田谷区若林5丁目)
- ②世田谷区太子堂区民センター(東京都世田谷区太子堂1丁目)

調査のテーマ

自治体のコミュニティ施策および地域のコミュニティ施設のあり方

目的 松阪市においては、行政の地域機関と地区公民館の複合施設である地区市民センター（21施設）と、公民館単独施設である地区公民館（18施設）が併存していたものを、令和8年度より地区コミュニティセンターとして名称を一本化した（計39施設）。このことにより、社会教育法に基づく地区公民館は

無くなり、地方自治法の公の施設となった。市ではそのすべてを、それぞれの地区の住民自治協議会という地縁法人を指定管理者として管理運営を委ねていく方向性を示した。すでに令和５年度よりモデル地区として３地区において指定管理者制度を導入、８年度には計８地区で指定管理者制度がとられるようになった。ただし、残る３１地区では住民自治協議会が指定管理者となることへの不安要素があり、公設公営のままの管理運営となっています。市としては指定管理者による管理運営とする目標年次は示してはいないが、市としての方針は明確なのでそれぞれの地域の住民自治協議会役員等は安敦とはしない日々であろうと推察される。果たして、すべての地区コミュニティセンターで一律に住民自治協議会を指定管理者とすることが適切なのか、それは、形だけ整えるだけの結果となってしまって、指定管理者制度という制度を有効には活用できないことにつながるのではないかと等々、疑念を持つところである。そこで、各地の類似事例の中から、現状あるいは課題を見いだせないか考えたい。

訪問先

①せたがや自治政策研究所（世田谷区立教育総合センター内）

対応者

大谷昇・せたがや自治政策研究所次長兼世田谷区政策研究部政策研究・調査課長
内海大輔・同研究所研究員



せたがや自治政策研究所は、世田谷区政策研究部政策研究・調査課に併設している研究所。所員は区の職員で、大学教授など外部の研究員も委嘱し、区の住民自治やコミュニティに資する政策研究を実施している。コミュニティ施策に関する住民アンケートを随時実施するなどし、『地域コミュニティ施設の住民管理に関する研究』等の論文を収めた研究誌を発行している。

研究所では、世田谷区のコミュニティ施設の概要を聞いた。

同区は、人口は約92万9000人で東京23区で最大。面積も58.05平方キロで第2位という規模の大きな自治体である。そんな中であって、区を5つの地域に分けた総合支所単位で住民サービスを行っていることと、地域行政においては、住民に最も身近なところに、28の地区ごとの出張所を改組したまちづくりセンター（地区）で町会・自治会への支援を、窓口業務や福祉、保険、防災、まちづくり（基盤整備）等を担う5つの総合支所（地域）、本庁（全区）の3層に分けて展開しているところに特徴がある。

同区には公民館はなく、小学校区を単位とするものでもないが、コミュニティセンターに分類されるいくつかの種類施設がある。それは、半径500メートルに1つある地区会館（18か所）、1000メートルに1つの区民センター（12か所）があるが、より身近なところには貸し館業務を主とする区民集会所（29か所）がある。

この中から、松阪市が参考にしやすいのは、生涯学習拠点である区民センターであると考えた。区民センターは、住民で構成する運営協議会が指定管理者として企画運営を担うが、施設管理や事務局はシルバー人材センターの世田谷サービス公社に委託している。イベント等は運営協議会が企画・立案・実行を担い、地域特性を活かしたものとしている。行政は施設を所有、維持管理。大規模修繕を担い、業務委託先のサービス公社が施設の清掃や日常管理を行っているが、企画の内容には関与をしない。担い手の運営協議会は町会、商店街の人たちが中心となっている。その事例として、太子堂区民センターを見学する手はずを整えてもらった。

②世田谷区太子堂区民センター

対応者

土屋健二・太子堂区民センター事務局次長(株式会社世田谷サービス公社)



太子堂区民センターは、世田谷総合支所管内にある4つある施設の一つ。たまたま、施設を訪れていた世田谷総合支所の生涯学習・施設管理担当の区職員も同

席してくれた。

区条例における区民センターの位置付けは「地域コミュニティの形成」を設置目的としている点で、地区会館や区民集会所とは役割が違ふとのことであった。

区民センターにおける指定管理者とは、地域住民らで構成する運営協議会のことである。運営協議会がコミュニティ形成のための文化的活動の企画、運営を行う。施設の維持管理を担うのが区から業務委託を受けた民間事業者で、施設ごとに契約をしている。業務委託の期限は5年となっている。区民会館では事業者が事業運営と維持管理を一体で指定管理者となっている例もあるが、区民センターはそうではない。

ふだんの区民センターの利用は卓球や音楽、囲碁・将棋、麻雀、茶道、絵画、英会話などで登録団体は100を超える。これらの管理は委託業者が担っている。

運営協議会は、4月の総会・役員会の後、5月の花植え、文化・健康講座のスタートから11月の文化祭に至るまでを担っている。文化祭に関しては事務局も当日運営を支援している。

なお、同センターでは災害時の避難所、帰宅困難者の受け入れなどの役割も担う。

所感

地域施設は、それぞれの自治体個々の成り立ちや歴史性が形態に違いをもたらすものなのかもしれない。

松阪市では、行政の地域機関のような地区市民センターは、昭和の合併以前の町村役場だったところが市の出張所となり、その後のコミュニティ施策の一環で「地区市民センター」という名称となった。しかし、行政の実質的な窓口機能や権限はなく、地域の自治会・町内会役員等の相談に乗るなどの窓口業務が中心だったと思われ、行政機関としての役割は失われていたということだろう。一方、「昭和の大合併」以前からの旧「松阪町」エリアには元の出張所はないことから地区市民センターはなく、地区公民館があった。「平成の合併」によるところの現在の松阪市には、福祉などとの複合型施設を持ち、公民館はその中の機関に組み込まれていたところも存在する。

そのようなさまざまな歴史的背景と形が存在する中で、令和8年度からは、そのすべてを一律のコミュニティセンターとし、一律に住民自治協議会を受け手とする指定管理者制度を導入していくとの方針が示されている。最も先行したところが3施設、それに5つが続いたところであるが、その他大勢のところは、地域でどのような舵取りをしていくであろうか。果たして、すべてが同一の方向に進むことは正しいことであろうか。指定管理者制度自体は否定しないが、住民

自治協議会だけではなく、地域によっては民間事業者や NPO 法人を対象とするところがあっても構わないのではないか。

私が見てきた世田谷区の事例は、住民による構成の運営協議会を指定管理者としつつも、建物管理や普段の事務は民間事業者への区からの業務委託という二層方式であった。

住民自治協議会のみを指定管理者の対象とする松阪市の施策にはいま一度の検証が必要でないかと思われる。

以上